

小矢部市企業立地助成制度

令和7年4月現在

1 設備投資に対する助成(企業立地助成金、本社機能施設等移転助成金、サプライチェーン再構築助成金、物流業務施設立地助成金)

区分		企業立地助成金					本社機能施設等移転助成金		
		市単独		県要綱適用			市単独		県要綱適用
対象業種		製造業、非製造業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、デザイン業)							
事業区分		新設	増設	通常 (新設・増設)	大規模特認 (新設・増設)	スーパー特認 (新設・増設)	市単独 (新設・増設)		通常 (新設・増設)
要件 投下固定資産額 (※中小企業)	製造業	1億円以上 (※5千万円以上)	5億円以上 (※5千万円以上)	5億円以上	50億円以上	100億円以上	5千万円以上	5千万円以上	100億円以上
	非製造業	5千万円以上							
要件 新規雇用者数 (※中小企業)	製造業	10人以上 (※3人以上)		10人以上	60人以上	100人以上	3人以上 (※1人以上)	5人以上 (※1人以上)	60人以上
	非製造業	10人以上(デザイン業:5人以上) (※3人以上)		10人以上 (デザイン業:5人以上)					
その他		—	—	—	—	産業構造の高度化に 資すると認められること	市外から移転すること		県外から移転すること
要件 投下固定資産額に 対する助成率	製造業	5%		10%	100億円以下:10% 100億円超:2%		5% (移転費等:25%)	10% (移転費等:50%)	
	非製造業			7.5%	100億円以下:7.5% 100億円超:1%				
要件 限度額	製造業	1億円		2億円	5億円	30億円	2.5億円	5億円	30億円
	非製造業			1.5億円	2.5億円	15億円			

区分		サプライチェーン再構築助成金				物流業務施設立地助成金							
		市単独		県要綱適用		市単独		県要綱適用					
対象業種		製造業											
事業区分		新設	増設	通常 (新設・増設)	大規模特認 (新設・増設)	新設		増設					
要件 投下固定資産額 (※中小企業)	1億円以上 (※5千万円以上)	2.5億円以上 (※5千万円以上)	2.5億円以上	50億円以上	1億円以上 (※5千万円以上)	5億円以上 (※5千万円以上)	5億円以上						
	10人以上 (※3人以上)			10人以上			10人以上 (※3人以上)						
要件 新規雇用者数 (※中小企業)	・海外の自社工場で生産していた製品・部素材を、市内の自社工場での生産に切り替えること ・海外の取引先から輸入していた製品・部素材を、市内の自社工場での生産に切り替えること ・海外からの製品・部素材の調達を国内に切り替える企業からの依頼により新たに市内工場で生産すること												
	高度な物流機能を有すること (物資の仕分け、搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るために設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るために情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有すること)												
投下固定資産額に対する助成率	5%		10%	100億円以下:10% 100億円超:2%		5%			7.5%				
限度額	1億円		2億円	5億円	1億円				1.5億円				

2 上記以外の助成(環境整備補助金、雇用促進奨励金、事業補助金、利子補給金、集団化施設設置助成金)

区分		環境整備補助金		雇用促進奨励金		事業助成金		利子補給金		集団化施設設置事業助成金	
		市単独		県要綱適用		市単独		県要綱適用		市単独	
交付対象者		助成対象施設等の新設・増設に伴い、工場敷地内の緑化等の環境整備を行う設置者		助成対象施設等の新設・増設、集団化施設の設置に伴い、新規雇用者を雇用する設置者		公共性を有する共同化施設を設置する中小企業団体等		共同化施設の整備のために高度化資金を借り入れた中小企業団体等		集団化施設を設置した中小企業団体等	
対象経費・要件等		次の施設等の環境整備に要する経費 ・廃棄物処理施設 ・緑地・池などの環境施設 ・消融雪装置、除雪機械 ・ソーラーパネル等の新エネルギー設備 ・LED街灯等の省エネエネルギー設備 等		・操業開始後1年内に10人以上の新規雇用者を雇用すること ・公害の発生防止について、適正な措置がなされていること ・地域の振興上適当と認められること		直接必要な土地、建物、構築物等の整備に要する経費		高度化資金を借り入れた日から3年分の借入利子		直接必要な土地、建物、構築物等の整備に要する経費	
助成割合		25%	市長が別に定める	新規雇用者(市民又は市民となる者に限る。) 1人につき20万円		20%		50%		3%	
限度額		500万円	1千万円	1工場につき3千万円		・アーケード、タイル舗装及びカラー舗装 1千万円 ・照明施設 500万円 ・商店街の共同駐車場 1千万円 ・共同展示施設及び共同情報提供施設 300万円 ・共同放送施設 500万円 ・その他市長が必要と認める施設 1千万円		—		1千万円	